

昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の指定について

昭和の森鳥獣保護区内にある特別保護地区は、平成30年10月31日をもって指定期間満了となるが、平成40年10月31日までの10年間、再度指定を行うこととし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定により愛知県環境審議会に諮問するものである。

1 昭和の森鳥獣保護区特別保護地区の概要

昭和の森鳥獣保護区は、猿投山の南東側山麓の森林地帯に位置する800haの区域であり、そのうち76haを特別保護地区としており、これを再指定する。

なお、指定予定区域内には東海自然歩道が設けられ、同歩道付近が愛知高原国定公園に指定されている。

所在地：豊田市西中山町地内

経緯：昭和53年 昭和の森鳥獣保護区（800ha） 指定

平成元年 特別保護地区（76ha） 指定

（保護区の指定期間を10年に定め、10年毎に指定している。）

2 特別保護地区について

特別保護地区は、鳥獣保護区の中で特に鳥獣の保護を図るために必要である区域を指定するもので、愛知県内には当該地区を始め4ヶ所が指定されている。

（1）特別保護地区内の規制等

- ・狩猟は禁止。ただし、農業被害等がある場合、捕獲許可を得れば捕獲は可能。
- ・工作物の新築・改築・増築・水面の埋め立て・干拓・木竹の伐採等が原則禁止されるが、鳥獣の保護に支障がないと認められる場合は、県知事許可を得れば可能。

（2）特別保護地区指定の効果

指定予定区域は公益財団法人愛知県緑化センターが管理する「昭和の森」があり、遊具施設や自然観察路が整備され、広く県民等の憩いの場として利用されており、市街地やその近郊での鳥獣の良好な生息地の確保がなされている。この地域の森林は、コナラ・アベマキ等が大半を占め、低山地の森林を好むエナガ、メジロ等の鳥類が多く見られる。また、イノシシ、ニホンリス等の獣類も生息している。

3 利害関係人等の意見聴取等

（1）利害関係人の意見について

平成30年1月30日から平成30年2月26日まで、利害関係人に対し指定に関する意見を聴取したところ、すべて賛成の意見を得た。

意見聴取先

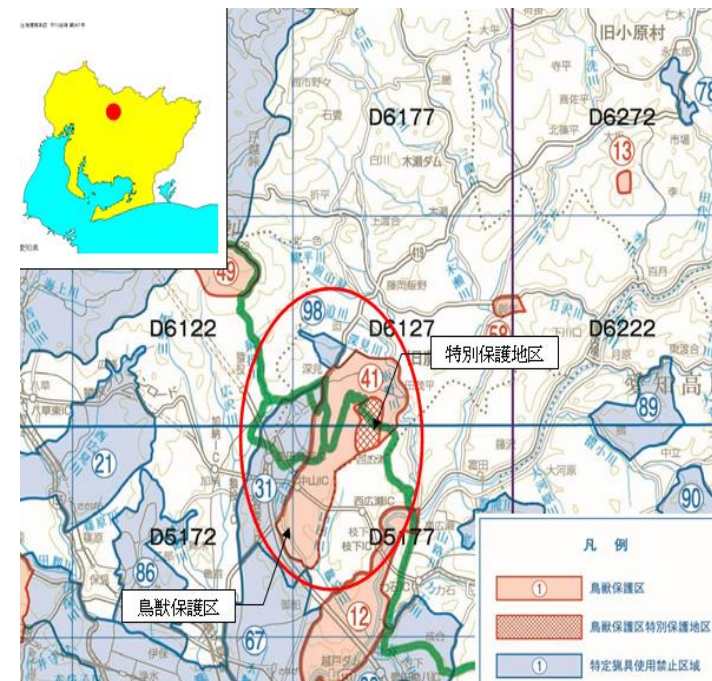
11団体

（愛知県農林水産部、愛知県建設部、豊田市、豊田市農業委員会、
自治区（西中山・深見）、あいち豊田農業協同組合、豊田森林組合、
漁業協同組合（矢作川、巴川）、豊田市猟友会）

（2）公告・縦覧について

平成30年4月6日から4月20日まで、自然環境課及び西三河県民事務所豊田加茂環境保全課、豊田市において公告・縦覧をしたが、意見書の提出はなかった。

4 位置図



5 今後のスケジュール

- 6月上旬 環境審議会諮問
- 7月上旬 環境審議会自然環境保全部会
- 7月中 環境審議会答申
- 8月中 環境省届出
- 10月下旬 指定告示